

## トランポリン公認審判員規程

公益財団法人日本体操協会  
審判委員会 トランポリン審判本部

(趣旨)

第1条 本規程は、公益財団法人日本体操協会（以下、「本会」という）トランポリン公認審判員について定めるものである。

(公認審判員の義務・素養)

第2条 公認審判員は、以下の義務および素養を有するものとする。

- (1) いかなる場合も公平かつ正確に審判業務を行わなければならない。
- (2) 公認審判員認定講習会を受講し、認定試験に合格した者であり、本会により公平かつ能力のある審判員と認定されたものでなければならない。

(公認審判員の分類・種別)

第3条 公認審判員の分類・審判種別ならびに業務範囲は次の通りとする。

(1) 分類

トランポリン競技審判員、タンブリング競技審判員およびダブルミニトランポリン競技審判員の3種別とする。

(2) 審判種別

各種別とも、以下の4種、3種、2種、1種（国際審判員資格保有者は1種と認定する）の4等級とし、各々の業務範囲は下記の通りとする。

なお、本分類は、トランポリン、ダブルミニトランポリン、タンブリングのすべての種別の大会に適用するものとする。

大会分類	大会名	審判長 主審	演技 審判員	難度 審判員	副主審	跳躍時間・ 同時性審判員
分類1	全日本選手権 五輪選考会 世界選手権選考会 その他国際大会選考会	1種（国際）	1種（国際）	1種（国際）	1種（国際）	1種（国際）
分類2	その他本会主催大会	1種（国際）	1種（国際） 2種	1種（国際） 2種	1種（国際） 2種	1種（国際） 2種
分類3	連盟大会	1種（国際）	1種（国際） 2種・3種	1種（国際） 2種	1種（国際） 2種	1種（国際） 2種
分類4	地区選手権大会等	1種（国際） 2種	1種（国際） 2種 3種・4種	1種（国際） 2種・3種	1種（国際） 2種・3種	1種（国際） 2種・3種

- ・分類2「その他本会主催大会」とは、分類1以外の本会の主催大会を指す
- ・分類3「連盟大会」とは以下の大会を指す  
全日本ジュニア選手権大会、全国高等学校選手権大会、全日本学生選手権大会、  
東日本選手権大会、西日本選手権大会
- ・分類4「地区選手権大会等」とは、分類1、分類2、分類3に該当しない大会を指す

(3) 業務範囲の例外

公益財団法人日本体操協会審判委員会にて認められた場合に限り、公認審判員は、上記(2)に示す範囲外の審判業務を行うことができるものとする。

(服務に関する規程)

第4条 公認審判員は、審判業務に服する場合、以下の義務を有する。

- (1) 登録証ならびに採点規則を携帯しなければならない。
- (2) 審判業務に服する場合は原則として紺色のブレザー、男性の場合はネクタイを着用しなければならない。ただし、季節を考慮し、大会毎に定めた服装規程で行うことも可能とする。

(資格保留・降格・取り消しについて)

第5条 公認審判員資格の保留・降格・取り消しについては、以下のとおり定めるものとする。

- (1) 公認審判員は、毎年、審判員登録届及び登録料を本会の指定する期日までに納入しなければならない。登録しない場合は、認定継続の意思がないものとして、その年度に限り資格保留となり、それ以後は資格取り消しとなる。
- (2) 本会及び公益財団法人日本体操協会審判委員会トランポリン審判本部（以下、「トランポリン審判本部」という）により公認審判員として不適格と認められた場合、その資格は保留・降格および取り消しの処分を受ける場合がある。
- (3) 1種公認審判員は、採点規則改正（国際体操連盟採点規則・競技規程の改正または、その他の改正）に伴い、採点規則改正から1年以内に行われる研修会への参加義務を有する。  
参加しない場合、その資格は保留となり、保留解除となるまでは1種公認審判員としての審判業務を行えないものとする。
- (4) 1種及び2種公認審判員は、以下の表に示す業務の実施、もしくは本会主催の研修会に参加する義務を有する。この条件が満たされない場合、トランポリン審判本部において協議の上、その資格は保留または降格される。

大会分類	業務回数
本規程第2条(2)に示す分類1・分類2・分類3の大会	2年の間に1回以上
本規程第2条(2)に示す分類4の大会	1年の間に1回以上
本会主催の公認審判員研修会	2年の間に1回以上

- (5) 審判員資格が保留となった場合、保留解除のためには、本会主催の研修会へ参加し保留解除試験を受験しなければならない。

- (6) 審判員資格が保留となり、1年以上経過した場合、本会からの催告を受けたにもかかわらず、研修会への参加、保留解除試験受験を行わなかった場合、トランポリン審判本部で検討の上、その資格は降格されるものとする。
- (7) 審判員資格が降格となった場合、公認審判員認定講習会に参加し、当該試験に合格しなければならない。

(公認審判員資格の有効期間)

第6条 公認審判員の有効期限は、以下の通りとする。

- (1) 登録年度の4月1日より翌年3月31日までとする。但し、1月1日から3月31日の間に認定申請を受けた認審判員については、翌年度4月1日より認定し期間内有効とする。
- (2) 国際審判員資格の有効期間は、国際体操連盟の取り決める期間とする。なお、国際審判員の資格が消失した場合、有資格者は、国内1種公認審判員と認定されるものとする。

(登録情報変更の届け出義務)

第7条 公認審判員は、その氏名、住所等の変更があった場合、直ちに本会に届け出なければならない。

(公認審判員の認定)

第8条 公認審判員の認定は、その他これに伴う一切の業務はトランポリン審判本部が行い、トランポリン審判本部の推薦により本会が公認する。

(公認審判員認定講習会・研修会の開催)

第9条 公認審判員認定講習会・研修会の開催については、以下のとおりとする。

- (1) 公認審判員認定講習会・研修会は、都道府県協会及び各連盟単位で開催することが出来る。その場合、開催しようとする協会・連盟は開催期日より少なくとも50日前までに所定の様式による申請書及び実施要項・日程表をトランポリン審判本部に提出し、認可を受けなければならない。但し、開催申請の条件は下記記載を原則とする。
  - (a) 受験者は10名以上確保すること。(研修会参加者は除く)
  - (b) 研修会のみで開催の場合は15名以上の参加者を確保すること。
  - (c) 研修会への参加は、審判資格保有者もしくはコーチ資格保有者に限るものとする。
- (2) 公認審判員認定講習会・研修会の講師は、トランポリン審判本部員、ブロック部員もしくは、トランポリン審判本部が任命した国際審判員有資格者及び1種公認審判員有資格者とする。また、講師は、原則、1名とするが、参加者数に応じて複数人数とすることもできるものとする。
- (3) 公認審判員認定講習会の期間は最低でも1.5日間、研修会は0.5日間とする。
- (4) 公認審判員認定講習会の内容は、採点規則・競技規程の理論、審判員規則及び審判実技について行う。なお、審判実技の講習及び採点実技についてはVTRを使用する。

(公認審判員認定講習会受講資格)

第10条 公認審判員認定講習会の受講資格は、以下に定める年齢に該当し、且つ、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 4種公認審判員

年齢制限：満16歳以上

資格要件：トランポリン、タンブリング、ダブルミニトランポリンの競技大会に出場経験のある者、もしくは、1年以上の指導経験のある者

(2) 3・2種公認審判員

年齢制限：満18歳以上

資格要件：トランポリン、タンブリング、ダブルミニトランポリンの競技大会に出場経験のある者、もしくは、1年以上の指導経験のある者

\*但し、世界選手権、オリンピックの代表選手であった者で上記の年齢に該当している場合、申請の上、講習会の参加にて2種公認審判員資格を与えることができるものとする。

(3) 1種公認審判員

年齢制限：満21歳以上

資格要件：2種公認審判員資格取得から2年以上経過して本規程第2条(2)に示す分類1・分類2・分類3いずれかの大会にて審判実務経験を2回以上有し、トランポリン審判本部にて受験を認めた者

(4) 国際審判員

国際審判員資格認定講習会へ参加し、認定試験に合格、国際体操連盟の認定を受けることで国際審判員の資格を得ることができる。但し、国際審判員資格認定講習会へ参加については、以下の条件を満たし、トランポリン審判本部において推薦され、本会審判委員会にて承認を得なければならない。

(a) 原則として、1種公認審判員資格取得後3年間を経て、本規程第2条(2)に示す分類1・分類2の競技会において2回以上、審判実務に携わった者。

(b) その他、特別にトランポリン審判本部が推薦し、本会審判委員会が認めた者。

(公認審判員認定試験内容および合格基準)

第11条 審判員認定試験合格基準は、次の通りとする。

(1) 試験内容

受験区分	学科試験	実技試験
4種公認審判員	講習会受講のみ	講習会受講のみ
3・2種公認審判員	統一問題とする。	トランポリン 演技点：10名分の演技(VTR)の採点実施 難度点：10名分の演技(VTR)の採点実施 タンブリング・ダブルミニトランポリン 演技点：5名分の演技(VTR)の採点実施 難度点：5名分の演技(VTR)の採点実施

1種公認審判員	専門問題とする	各々専門問題にて以下のとおり実施 トランポリン 演技点：5名分の演技（VTR）の採点実施 難度点：5名分の演技（VTR）の採点実施 同時性：5名分の演技（VTR）の採点実施 タンプリング・ダブルミニトランポリン 演技点：5名分の演技（VTR）の採点実施 難度点：5名分の演技（VTR）の採点実施
---------	---------	--

(2) 合格基準

各試験における合格基準をすべて満たした者に資格を与えるものとする。

3種・2種公認審判員に関しては、受講科目（演技採点実技、難度採点実技、学科試験）によって獲得得点が異なる場合、獲得得点の一番低い科目の種別が取得資格となる。

(a) 4種審判員：講習会の受講のみで認定

(b) 3種・2種・1種公認審判員学科試験

種別	3種	2種	1種
合格得点	50点以上	70点以上	80点以上

(c) 3種・2種・1種公認審判員実技試験

種別	3種	2種	1種
演技点	±0.5範囲内で 正解率50%以上	±0.3範囲内で 正解率60%以上	±0.1範囲内で 正解率75%以上
難度点	50点以上	80点以上	95点以上
同時性	—	—	±0.2範囲内で 正解率75%以上

※演技点・同時性得点試験はそれぞれ基準点より0.1点±するごとに1.0点減点

(3) 再試験

1種公認審判員試験において、前述の学科試験及び実技（演技・難度）試験において一部基準点に満たなくて不合格になった者については、受講期日より1年を越えないことを条件に再試験を受けることができる。（受験料のみ納入）

（公認審判員の認定申請）

第12条 各種公認審判員の認定申請は以下の手続きによって行うものとする。

本会へ必要費用と合わせて、登録番号・氏名・生年月日・性別・取得審判種別・現住所を記載した登録用紙を期日厳守の上、申請するものとする。

平成25年5月15日 公益財団法人日本体操協会 常務理事会承認および施行